

「こころの健康相談会」を開催します

「眠れない」「理由もないのに気分が落ち込む」「ひきこもっている」などの悩みについて相談できます。

■日時：7月20日(水)
午前9時30分～正午

■相談員
公認心理師 沖田憲一氏(元県立南光病院臨床心理科長)

■参加費：無料

■申し込み・問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

犬、猫のマイクロチップ装着が義務化されました

犬や猫のマイクロチップ装着、飼い主情報の登録が6月1日から義務化されました。それ以前から飼っている犬や猫には装着の義務はありませんが、迷子などになった場合に有効のため、装着に努めましょう。

■装着の利点
犬や猫がマイクロチップを装着

風しん抗体検査・風しん第5期予防接種について

風しん抗体検査・予防接種が、令和7年3月31日まで公費で受けられます。

対象者(昭和37年4月2日生～昭和54年4月1日生で未実施の人)にはクーポン券を4月に再送

子宮頸がん予防ワクチンのキャンセル

子宮頸がん予防ワクチンの接種を逃した人に対し、接種機会を確保するキャンセルアップ接種が始まりました。

■対象者
平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれで未接種の女性

■相談員
保健センター ☎46-5571

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562

悠久の湯平泉温泉「節電支援&高齢者熱中症予防キャンペーン」

悠久の湯平泉温泉では、夏場の家庭電力消費量の削減と暑さをしのいで快適に過ごすことを目的にキャンペーンを実施します。

8月16日(火)の営業に伴い、翌日の17日(水)は臨時休館とします。

■期間：7月1日(金)～9月30日(金)
※8月6日(土)～8月16日(火)は除く

■特典
①午後6時以降は「入館料300円」
②65歳以上の人は3時間以内で入館料300円

※受付(フロント)で65歳以上であることを示してください。

■問い合わせ先
町民福祉課 ☎46-5562
悠久の湯平泉温泉 ☎34-1300

「こつ骨貯筋教室」を開催します

家庭でもできる運動の実践を通して筋肉をこつこつとため、足腰を丈夫にする方法を学びます。今年度は「冬の体力アップコース」(12月～令和5年3月見込み)もあります。各回とも事前の申し込みをお願いします。

■対象：おおむね65歳以上の町民

■定員：各回約20人

■内容：体力測定、ストレッチ・筋力・バランス運動など

■日程：7月13日(水)、8月4日(木)、9月14日(水)、10月19日(水)

■時間：各回午後1時30分～3時

■講師
藤野恵美氏(健康運動指導士)

■場所：町学習交流施設「エピカ」

■持ち物：タオル、飲み物、室内用運動靴、マスク

■申し込み・問い合わせ先
保健センター ☎46-5571

「マイナポイント第2弾」を実施中です

マイナポイントは、マイナンバーカードの普及促進や消費活性化を目的に、キャッシュレス決済サービス(※)で利用可能なポイントを国が付与する事業です。マイナンバーカードを使って予約、申し込みをし、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると、そのサービスで利用金額の25%分(上限5,000円分)のポイントがもらえます。

マイナポイント第2弾では、このほかに健康保険証の利用登録(7,500円相当)と公金受取口座の登録(7,500円相当)で合計15,000円相当のマイナポイントが付与されます。

※QRコード決済(〇〇Pay)や電子マネー(交通系のICカードなど)、クレジットカードなど

■マイナンバーカードを取得した人のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない人(マイナンバーカードをこれから取得する人も含む)

令和3年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ人で、まだ20,000円のチャージや買い物をしていない場合(最大5,000円分までポイント付与を受けていない人)は、引き続き、上限(5,000円相当)までポイントをもらうことができます。その場合のマイナンバーカードの申請期限は9月末で、ポイントの申込期限は令和5年2月末です。

■健康保険証としての利用を申し込んだ人

■公金受取口座の登録をした人

それぞれ7,500円相当のポイントをもらうことができます。その場合のマイナンバーカードの申請期限は9月末で、ポイントの申込期限は令和5年2月末です。

■問い合わせ先…(マイナンバーカードに関すること) 町民福祉課 ☎46-5562
(マイナポイントに関すること) まちづくり推進課 ☎46-5578

新型コロナウイルス感染症に関する国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響で、次のいずれかの要件を満たす人は、申請により国民健康保険税が減免になります。

■対象となる国民健康保険税
令和4年度分の保険税で、令和5年3月31日までに納期限が設定されているものが対象です。

■対象世帯

世帯の主たる生計維持者(世帯主)が次の①、②のいずれかに該当すること。

①新型コロナウイルス感染症により、死亡または重篤な傷病を負ったこと。

②新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、次の全てに該当すること。
▽事業収入などの額が令和3年中に比べて10分の3以上減少することが見込まれること

▽前年の合計所得が1千万円以下であること
▽事業収入などに係る所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること

「第1回平泉町総合教育会議」を開催します

■日時

7月26日(火)午前10時

■場所

町学習交流施設「エピカ」多目的ホール

■議題：学習交流施設を拠点とした生涯学習について

■注意事項

傍聴希望者は、当日の開始15分前までに、備え付けの受付簿に必要事項を記入してください。

■問い合わせ先

教育委員会事務局 ☎46-5576